

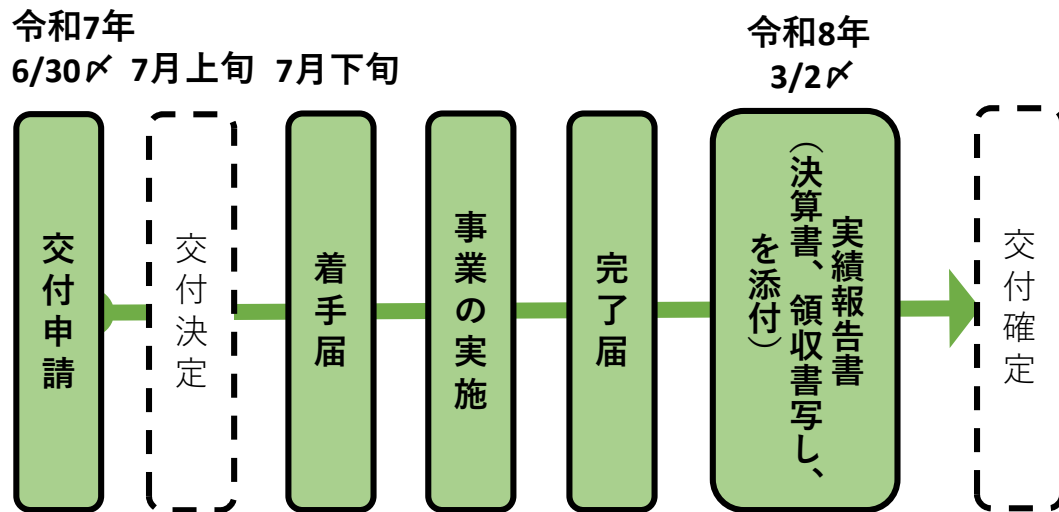
「島根半島・宍道湖中海ジオパーク普及啓発事業等補助金」 制度概要

松江市及び出雲市管内において活動する地域団体等を対象に、ジオパークに関する研修会の実施やパンフレット作成等の普及啓発事業支援を行うことにより、島根半島・宍道湖中海ジオパークの普及を図る補助金です。

〈概要〉

対象事業	ジオパーク地域内で実施される研修会、講演会の開催等(チラシ・パンフレット作製経費など) 地元の機運醸成や知識の向上につながる事業
補助対象経費	①委託料、②謝金・費用弁償、③材料費、消耗品費、④使用料、借り上げ料、⑤通信運搬費、⑥印刷製本費、⑦保険料、⑧その他事業実施に必要なと会長が認める経費
補助額	上限100,000円(補助率 10/10) ※参加料等の収入(本補助金を除く。)が発生した場合は、当該収入相当額を除く。
申請回数	申請は年1回まで
事業実施報告期限	令和8年3月2日(月) ※事業者等への支払いを含め、令和8年2月28日(土)までに事業が完了するものに限りです。
事業実施の条件	作成した成果物や案内チラシ、パンフレット等に当ジオパークのロゴマークを掲載することや「島根半島・宍道湖中海ジオパーク普及啓発事業等補助金活用事業」と記載するなどして、島根半島・宍道湖中海ジオパークのPRを行うこと。

〈手続きの流れ〉



※請求書は、交付決定後または交付確定後に提出してください。(口座振替依頼書を添付)

実線：事業主体(申請団体)が行うもの

破線：島根半島・宍道湖中海(国引き)ジオパーク推進協議会が行うもの

〈補助金を活用した事業〉



←平田地域及び美保関地区のジオ紹介パンフレットの作成

島根町での→
環境学習
イベント

